

(案)

(仮称)桜川市立病院整備事業特定建設工事共同企業体協定書

(目的)

第1条 当企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

- 一 桜川市発注の(仮称)桜川市立病院整備事業(以下「本件」という。)に係る設計施工一括発注公募型プロポーザル実施要項書5. 事業概要に示す業務(以下「事業」という。)
- 二 前号に附随する事業

(名称)

第2条 当企業体は、〇〇〇〇・〇〇〇〇特定建設工事共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、平成28年 月 日に成立し、事業の請負契約の履行後12カ月以内を経過するまでの間は、解散することができない。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

○○○○○○○○○○○○○○

株式会社〇〇〇〇設計事務所

○○○○○○○○○○○○○○

〇〇〇〇建設株式会社

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、〇〇〇〇建設株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第 7 条 当企業体の代表者は、事業の実施に関し、当企業体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって請負代金(前払金及び部分払金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(分担工価額)

第 8 条 各構成員の工事等の分担は、次のとおりとする。ただし、事業において発注者と契約内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

- | | | |
|--------|---------------|-----|
| 一 設計業務 | 株式会社〇〇〇〇設計事務所 | 〇〇% |
| | 株式会社〇〇〇〇設計事務所 | 〇〇% |
| 二 建設工事 | 〇〇〇〇建設株式会社 | 〇〇% |
| | 株式会社〇〇〇〇建設 | 〇〇% |

前項に規定する分担工事等の価格については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第 9 条 当企業体は構成員全員をもって運営委員会を設け、事業の完成に当るものとする。

(構成員の責任)

第 10 条 各構成員は、運営委員会が決定した工程表により、それぞれの分担工事等の進捗を図り、請負契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行〇〇支店とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分担)

第 12 条 構成員は、その分担工事等の施工のため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第 13 条 本事業施工中に発生した共通の経費等については、分担工事等の価額の割合により毎月 1 回運営委員会において、各構成員の分担する価格を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第 14 条 構成員がその分担工事等に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

前二項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

前三項の規定は、いかなる意味においても第 10 条に規定する当企業体の責任を免れるも

のではない。

（権利義務の譲渡の制限）

第 15 条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

（事業途中における構成員の脱退）

第 16 条 構成員は、当企業体が事業を完成する日までは脱退することができない。

（事業途中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第 17 条 構成員のうち、いずれかが事業途中において、破産または、解散した場合においては、残存構成員が協同連帯して当該構成員の分担工事等を完成するものとする。

前項の場合においては、第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

（解散後のかし担保責任）

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該事業につきかしがあつたときは、各構成員は協同連帯してその責に任ずるものとする。

（協定書に定めのない事項）

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇〇〇建設株式会社外 1 社は、上記のとおり〇〇〇〇・〇〇〇〇特定建設工事協同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

平成 年 月 日

株式会社〇〇〇〇設計事務所

〇〇 〇〇

印

〇〇〇〇建設株式会社

〇〇 〇〇

印

(案)

(仮称)桜川市立病院整備事業特定建設工事共同企業体協定書 第 8 条に基づく協定書

桜川市発注の(仮称)桜川市立病院整備事業については、〇〇〇〇・〇〇〇〇特定建設工事共同企業体協定書第 8 条の規定により、当企業体構成員が分担する工事等の価額を次のとおり定める。

記

分担する工事等の価格(消費税及び地方消費税を除く)

設計業務 株式会社〇〇〇〇設計事務所 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

建設工事 〇〇〇〇建設株式会社 〇, 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円

〇〇〇〇建設株式会社外 1 社は、上記のとおり分担する工事等の価額を定めたので、その証拠としてこの協定書 2 通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

平成 年 月 日

代表者 〇〇〇〇建設株式会社

〇〇 〇〇

印

株式会社〇〇〇〇設計事務所

〇〇 〇〇

印